



薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2020/01/18



- 1. 薬剤師資格証の発行に至るまで**
2. 日本薬剤会認証局の現状
3. 申請から発行までの流れ



薬剤師資格証の発行に至るまで

▼当初は電子証明書のみを発行を準備

- 2006：前年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた検討を開始
- 2012：厚労省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ち上げ、実証事業用に薬剤師電子証明書（仮）を発行

▼薬剤師資格証の発行にシフト

- 2014：前年の医師資格証発行に呼応し、薬剤師資格証発行に関する検討を開始。発行運用等を見直し。
- 2016/4：厚労省より「日本薬剤師会認証局」の承認
- 2017/3：本会役員への発行開始

薬剤師資格証



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり

「薬剤師」であることを証明



- 1. 薬剤師資格証の発行に至るまで**
- 2. 日本薬剤会認証局の現状**
3. 申請から発行までの流れ

薬剤師資格証発行に対する基本的な考え方

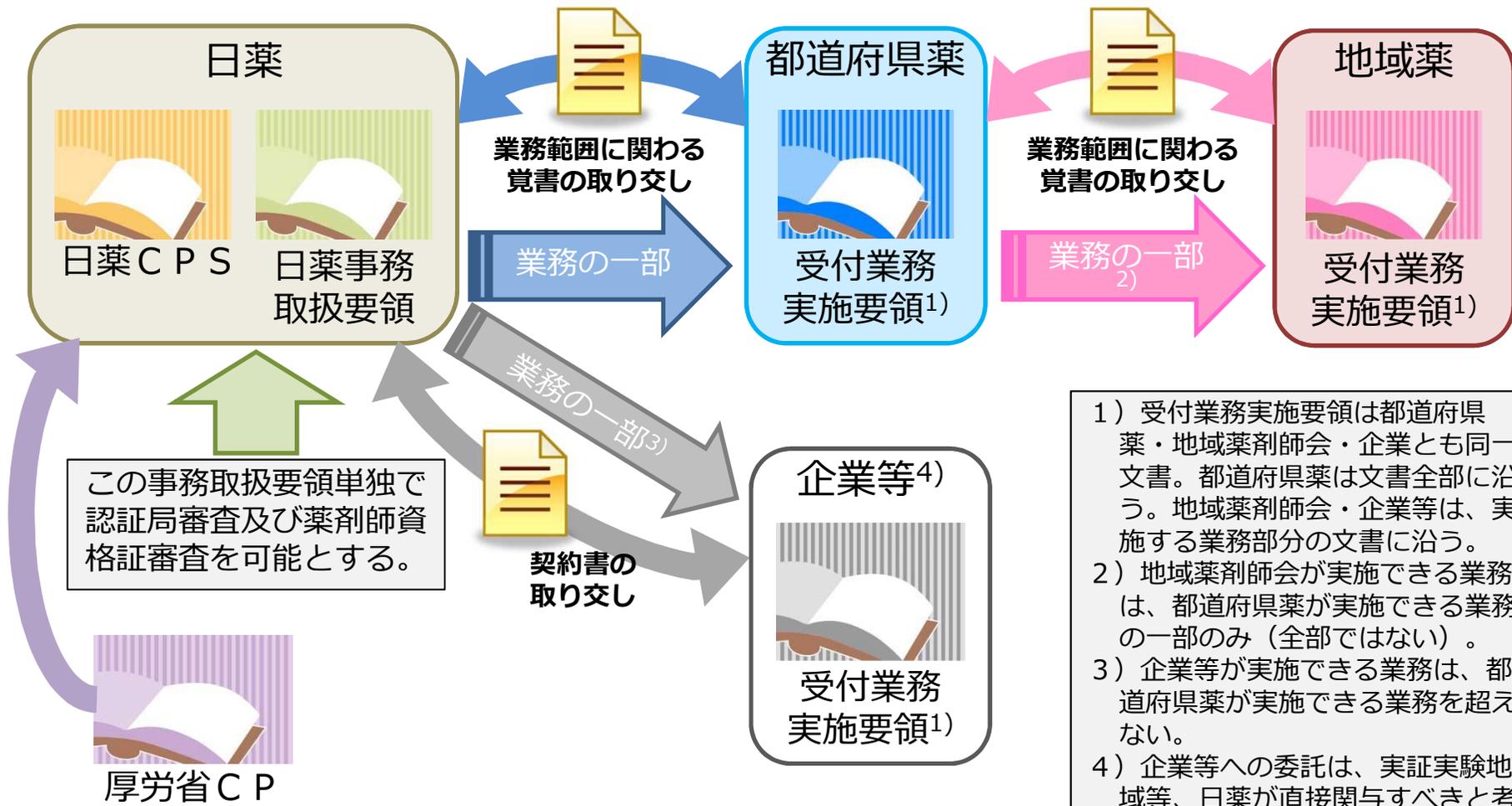


■ 基本的な考え方

- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」とすると同時に、内蔵するICチップに電子的なH P K I（保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書を内包し、電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須**である。
 - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
 - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
- 都道府県薬との連携（日薬だけの運用は難しい）。**
 - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みも検討



日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。

書類審査プロセスの分担



	都道府 県薬	地域 薬
▼受付（申請者本人がいる間に行わなければならない業務）		
申請区分の（口頭での）確認	○	○
チェックリストに基づく書類の取揃えの確認	○	○
本人確認書類（パスポート・運転免許証等）での本人確認	○	○
薬剤師免許証が偽物でないかの確認（実物の場合）	○	○
本人確認書類と薬剤師免許証（実物の場合）のコピー	○	○
▼内容確認（必ずしも申請者本人がいる必要のない業務）		
申請書の記載と各種書類の記載に差異がないか確認	○	○
書類の取揃えと内容の再確認（ダブルチェック）	○	—
▼日薬に書類を送付		
受け付けた書類・写真等を日薬に送付	○	—

※ 都道府県薬との覚書の取り交わし状況：取り交わし済－ 3 1

発行の状況



2015年度	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備	
2016年度	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	発行予定 200枚	4枚 発行
2017年度	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知 ・ 全国会議の開催(9月6日)	発行予定 400枚	46枚 発行
2018年度	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	発行予定 3000枚	90枚 発行
2019年度	・ 本格的発行の開始(約2万枚/年) ・ 5年後のH35年度までに計10万枚程を発行	本格発行※ 2万枚/年	400枚超 発行済

※ ①厚労省CPに従い薬剤師資格証の有効期限を5年とした(5年毎にカード更新)、②カード更新時には、事務作業が必要であり、年間の発行枚数に多寡があると体制整備が難しい、等に鑑み、カード有効期間内に会員約10万人を処理する一定数として算出した(5年で約10万枚)。

残念ながら
予定とはズレています...

普及を図りたいのですが・・・

- 利用シーンを思い浮かべることが出来ない。
- 今のところ、利用先が非常に限られている。
- 電子処方箋には必要とされていても、現実味に乏しい。
- しかも、有料。



- 利用先の拡大に向けた取り組みが求められている。

薬剤師資格証の発行が必要になってから、日薬認証局を設置するという方法もあります。一方、国は、地域医療情報連携基盤の設置推進や電子処方箋の本格運用を検討しています。認証局の設置には年単位の時間がかかるため、本会では、薬剤師資格証を必要とする会員が、必要な時に困らないように、認証局を立ち上げています。



発行増に向けた地道な取り組み

- 都道府県薬向けの説明会の実施
 - 薬剤師資格証発行体制確保の意義
- 各種資材の作成
 - 都道府県薬受付対応マニュアル、DVD等（作成済）
 - 会員向け啓発資材（検討中）
- 利用シーン拡大のための対応
 - 非接触読み取りとその利用
 - 読み出し用プログラムの開発
 - 研修会での出欠記録
 - 認証用電子証明書の利用
 - システムドライバの開発
 - レセコンや電子薬歴システム等へのログイン等々

発行増につながる可能性のあるイベントー1

電子処方箋の発行



2019年 8月27日火曜日

メディファクス

8094号

■ 電子処方箋の運用GL改訂へ、来月2日に検討会開催 厚労省、9月中に方向性

厚生労働省は電子処方箋の運用ガイドライン（GL）の見直しに向け、9月に検討会を開催する。「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」の名称で2日に初会合を開いた後、月内にも一定の方向性を取りまとめる予定。それを受け、今年度下期にGLを改訂する方針だ。

電子処方箋の運用GLは2016年に公表されたが、完全なペーパーレスになっていないことなどを背景に普及が滞っている。18年度にはオンライン診療システムなどを展開するメドレー（東京都港区）が新たにQRコードを活用した実証事業を行い、現行GLの課題や今後の普及に向けた課題を整理した。

検討会では、実証事業で整理された課題などの結果を踏まえ、現行GLの改訂に向けた検討を行う。具体的には、紙媒体の電子処方箋引換証を必要とする現行の運用の見直しや、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サーバーの利用を前提とした運用の見直し、電子版お薬手帳などとの連携などについて検討する。また電子処方箋の普及策についても議論する考え。

厚労省は今年度下期予定のGL改訂に合わせ、改訂GLを周知したり、電子処方箋の普及に向けて必要な施策を講じる考え。

これまでの流れ

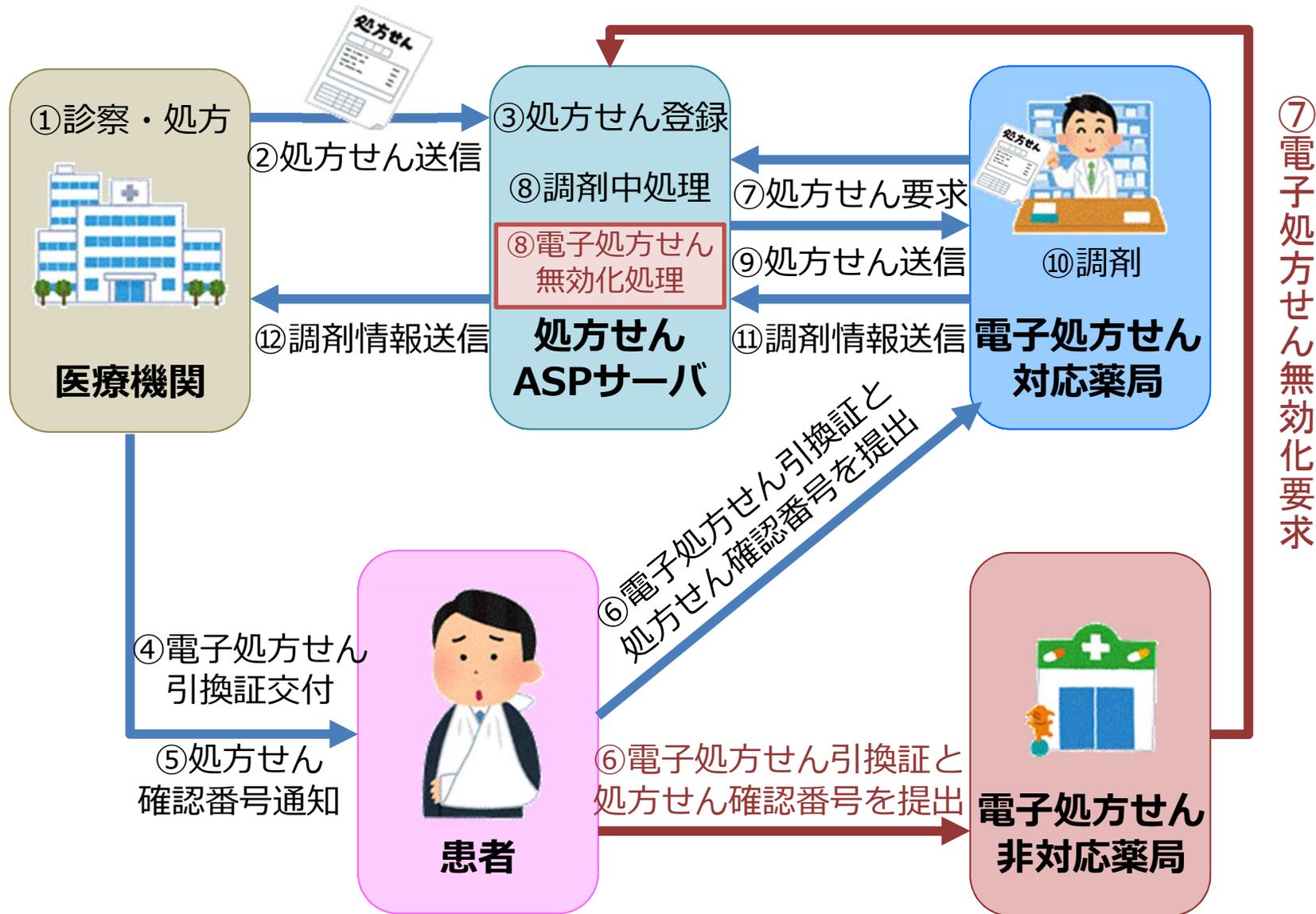
▼医療情報ネットワーク基盤検討会が公表した報告書等

- 2008/07 処方せんの電子化について
- 2012/04 処方箋の電子化に向けて
- 2013/03 電子処方箋の実現について
- 2013/09 電子処方箋の実現に向けた工程表
- **2016/03 電子処方せんの運用ガイドライン**
 - 電子処方せんに対応できない薬局でも患者が調剤を受けることができるよう、**紙の処方せん**と**電子処方せん**が**併用された移行期の仕組み**（=本格運用までの過渡期における仕組み）を示したものの。

現行GLは、二次医療圏等の地域全体での電子処方箋発行を念頭に置いたもの。

例えば、地方毎に年限を決めて、完全電子化を目指す場合の移行期の仕組み。

運用GLでの電子処方せん運用モデル



非対応薬局の運用

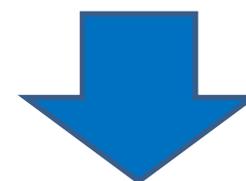
電子処方せん引換証									
<small>※ これは処方せんではありません。なお、電子処方せん発給が適用において、本引換証を処方せんとして使用することは、電子処方せんの無効化の方法に基づき無効化を実施することにも、上記の「電子」「引換証」を、二重線で印刷し、重層線の印を押してください。本引換証は、処方せんを電磁的記録により交付することを承諾いただいた方に交付しています。</small>									
公費負担者番号 公費負担医療の受給者番号		保険者番号 被保険者証・被保険者子額の記事・番号							
氏名 生年月日 性別 区分		保険医療機関の所在地及び名称 電話番号 保険医氏名 診療科目 診療科目番号 点数表番号 医療機関ID							
交付年月日 平成 年 月 日		処方せんの使用期間 平成 年 月 日		<small>※ 指定のから感念を除き、空欄のままでも有効です(保険医療機関)。</small>					
実効不可 <small>※ 別の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更を申し立てがあるが判断した場合には、「実効不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。</small>									
保険医署名 <small>「実効不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</small>		電子処方せんの無効化の方法：以下の連絡先に電話をかける。処方せんIDを入力するよう音声案内が流れますので、上記の処方せんIDを入力します。その際、無効化の承認について確認がなされますので、実効を認めてください。 連絡先電話番号：XXXXXXXXXXXX-XXXXXX 処方せんID (16桁)：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX							
<small>保険薬局が調剤時に実効を確認した場合の対応（特に空欄がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。） <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供</small>									
調剤年月日 平成 年 月 日		公費負担者番号 公費負担医療の受給者番号							
<small>備考 1. 「処方」欄には、署名、全名、所在地等を記載すること。 2. この用紙は、日本工薬協会 A 用紙を標準とする。 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する療養の請求に関する番号（現行の半角番号第14号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の提供医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の提供医氏名」と読み替えるものとする。</small>									

1.電子処方せんの無効化

ASPサーバの連絡先に **電話** で「処方せんID(16桁の数字)」と「確認番号(4桁の文字列)」を通知し、電子処方せんを無効化する。

2.電子処方せん引換証を処方せん化する。

電子処方せん引換証									
<small>※ これは処方せんではありません。なお、電子処方せん発給が適用において、本引換証を処方せんとして使用する場合は、電子処方せんの無効化の方法に基づき無効化を実施することにも、上記の「電子」「引換証」を、二重線で印刷し、重層線の印を押してください。本引換証は、処方せんを電磁的記録により交付することを承諾いただいた方に交付しています。</small>									



電子 処方せん 引換証									
<small>※ これは処方せんではありません。なお、電子処方せん発給が適用において、本引換証を処方せんとして使用する場合は、電子処方せんの無効化の方法に基づき無効化を実施するとともに、上記の「電子」「引換証」を、二重線で印刷し、重層線の印を押してください。本引換証は、処方せんを電磁的記録により交付することを承諾いただいた方に交付しています。</small>									



規制改革会議 (2017/12/19)

第8回医療・介護ワーキング・グループの厚労省提出資料(要約)

- 電子処方箋の運用において、地域医療情報連携ネットワークやASPサーバを必ず活用することまでは求めている。
- 法令、セキュリティ等の問題をクリアできるのであれば、PLR※の活用可能性を含め、別の運用方法があり得ることは否定しない。
- 医療機関、薬局が電子処方箋に対応するシステムを導入し、活用するためには、今後、具体的な運用事例をもとに、
 - 電子処方箋の発行から当該処方箋を用いた調剤の実施、患者への薬剤交付に至るまでの運用手順（オペレーション）の例示
 - 導入により、医療機関・薬局・患者等がそれぞれ受けるメリットの提示等を進めていく必要があると認識。
- フリーアクセス等の観点から、移行期は「電子処方箋引換証」を用いる仕組みとしているが、患者が調剤を受ける薬局を自由に選択可能である体制を確保した上で、患者が電子処方箋対応の薬局を選択した場合に、「電子処方箋引換証」を交付しない仕組みとすることは可能。
- 電子処方箋の普及に向けた今後のスケジュール（案）
 - 平成30年度 電子処方箋の運用実証事業を行い、課題を把握
 - 平成31年度 全国保健医療情報ネットワークの本格稼働（平成32年度）を想定して電子処方箋の仕組みを再検討

※患者主体の情報管理の一種。情報を一箇所に集めるのではなく、分散させたまま、患者がキーとなって、情報閲覧等を行う仕組み。橋田 浩一氏（東大大学院情報理工学系研究科教授、(株)アセングローブ、産業競争力懇談会WG1リーダー）が提唱。規制改革推進会議 医療・介護WGでも説明した経緯がある。また、総務省で検討された形跡がある。

具体的な動き

年月	厚労省	JAHIS	規制改革会議等
2018/10	実証事業公募開始		
2019/03	実証実験終了		
2019/04	電子処方箋の普及促進のための工程表公表		規制改革推進会議 医療・介護WG
2019/09	電子処方箋の円滑な運用に関する検討会		

工程表に従い、上期に検討した。(9/2, 9/26の2回開催)

▼2019年度上期
G Lの改定も含めた必要な方策について検討
▼2019年度下期
G Lの改定

- 第2回検討会では、論点並びに検討中の改訂案が提出された。
- 意見が多々出たものの、形式的には座長預かりで決着。
- 公表前にはパブコメも必要になるので、年度内の改定はかなり険しい道。
- 作業班員としては、今後が、かなり心配・・・



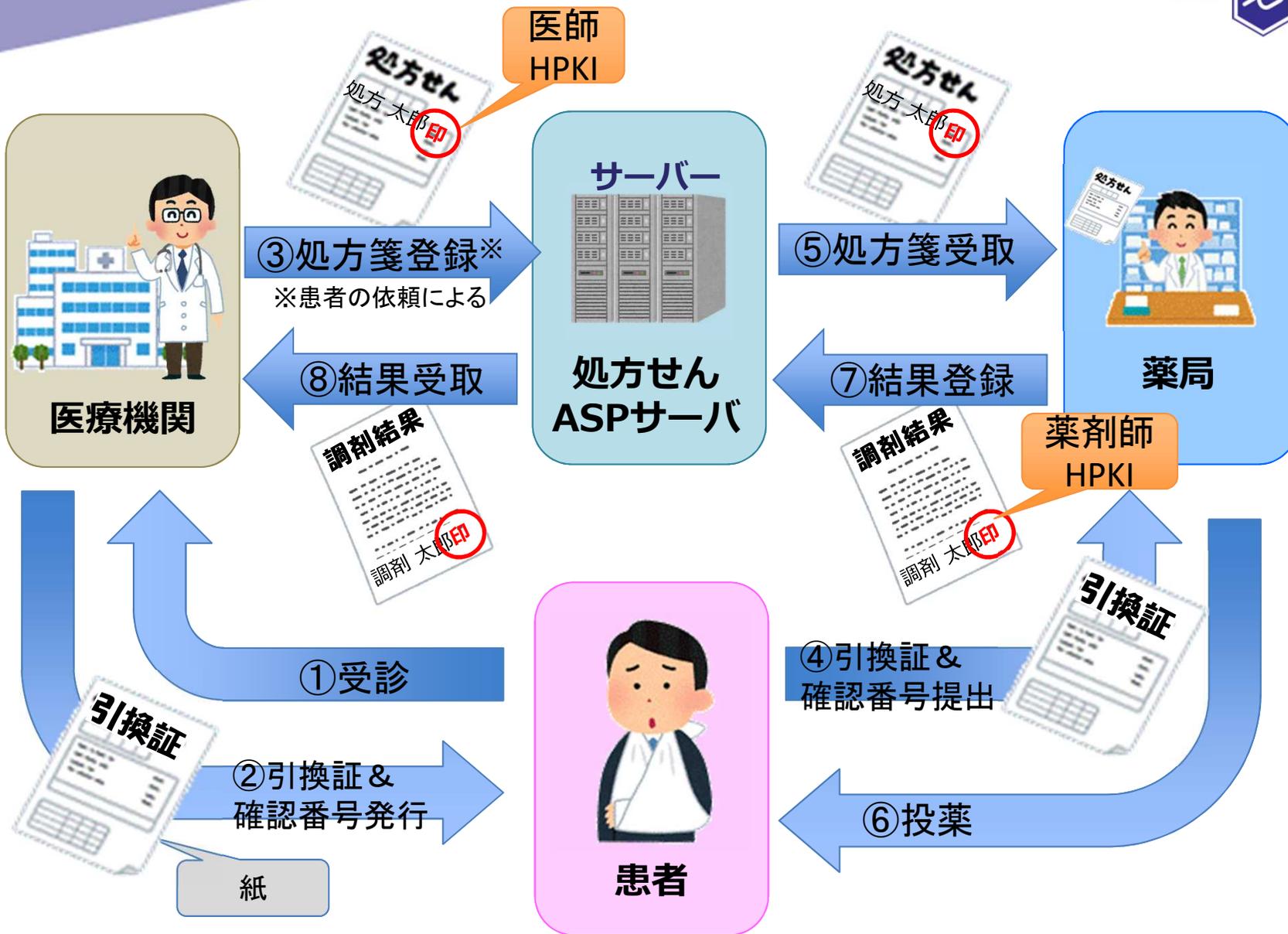
検討会構成員

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 宇佐美 伸治 | 公益社団法人日本歯科医師会常任理事 |
| 大道 道大 | 一般社団法人日本病院会副会長 |
| 小尾 高史 | 東京工業大学科学技術創成研究院准教授 |
| 田尻 泰典 | 公益社団法人日本薬剤師会副会長 |
| 土屋 文人 | 国際医療福祉大学薬学部特任教授 |
| 長島 公之 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 古川 裕子 | 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML
委員バンク登録会員 |
| 山本 隆一 | 医療情報システム開発センター (MEDIS) 理事長 |
| 吉村 仁 | 保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS) 事業企画推進室長 |

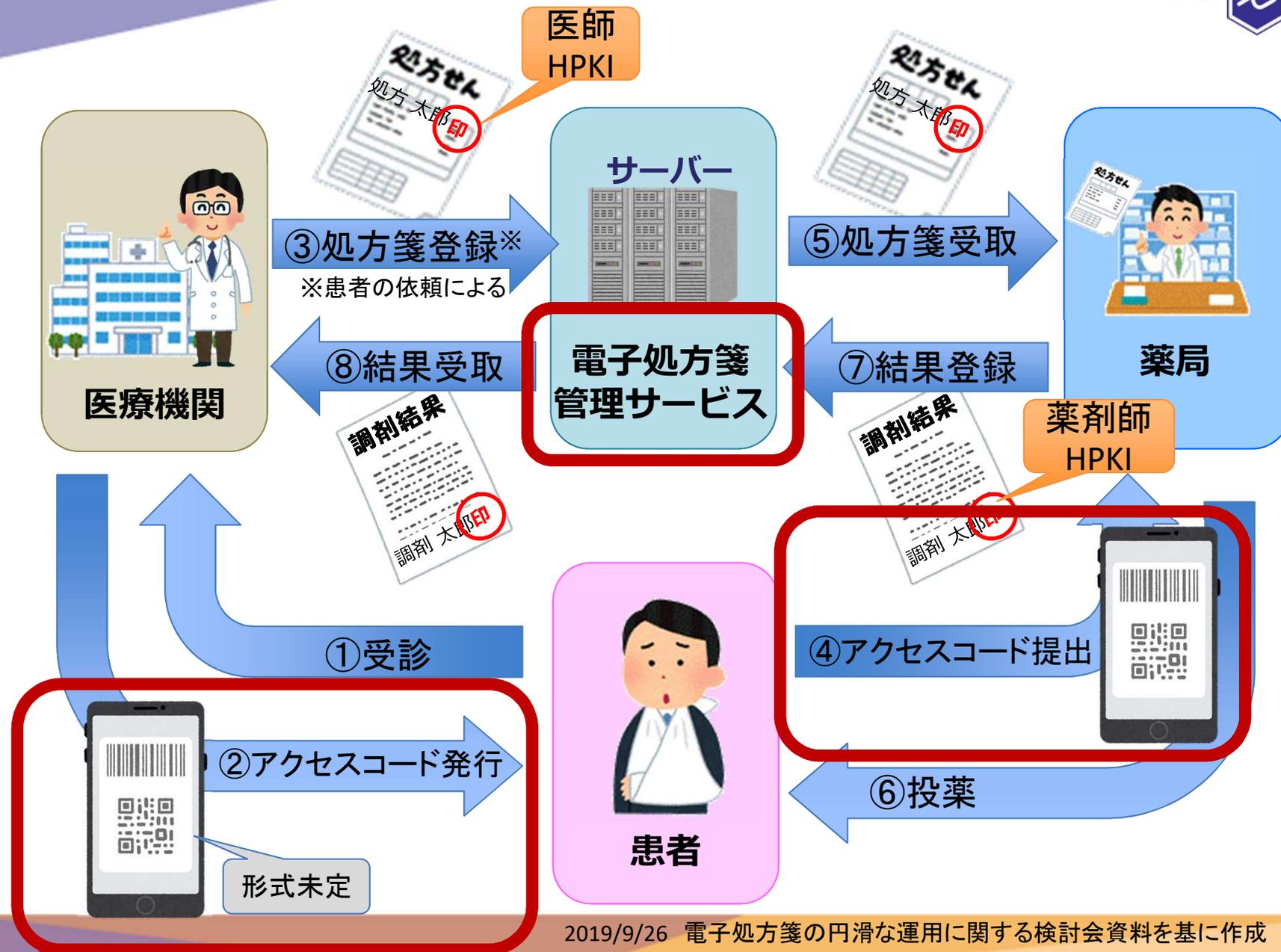
現行GLでの電子処方せん運用モデルではない



電子処方箋を受け取れる薬局のみが対象



検討中の改訂案の図 (デフォルメ&一部省略してます)





引き続き議論の必要があると思いますが・・・

- どのようにして、患者のフリーアクセスを確保するのか（法令等による何らかの措置が必要なのではないか）。
- 処方した内容を患者に開示する仕組みをどう確保するのか
- 複数の運営主体が設立された場合にあって、薬局が複数の運営主体と契約しなければならないような状況になっては困る（そのためには、運営主体同士で何らかの情報連携を行う仕組みが必要なのではないか）。
- 何らかの不具合で、患者が投薬を受けられず、健康被害が発生した場合の責任は厚労省が負うのか。
- 運営主体の適格性を誰がどう判断するのか。

ここでプツツリ途絶えています。



今年度、総務省実証を行っています。

総務省「医療等分野のネットワーク利活用モデル構築にかかる調査研究」（受託：NTT東日本）の「ネットワークを活用した医療機関・保険薬局間連携WG」（受託：NTTコミュニケーション）にて、

処方箋ASPサーバを用いた方式ではなく、

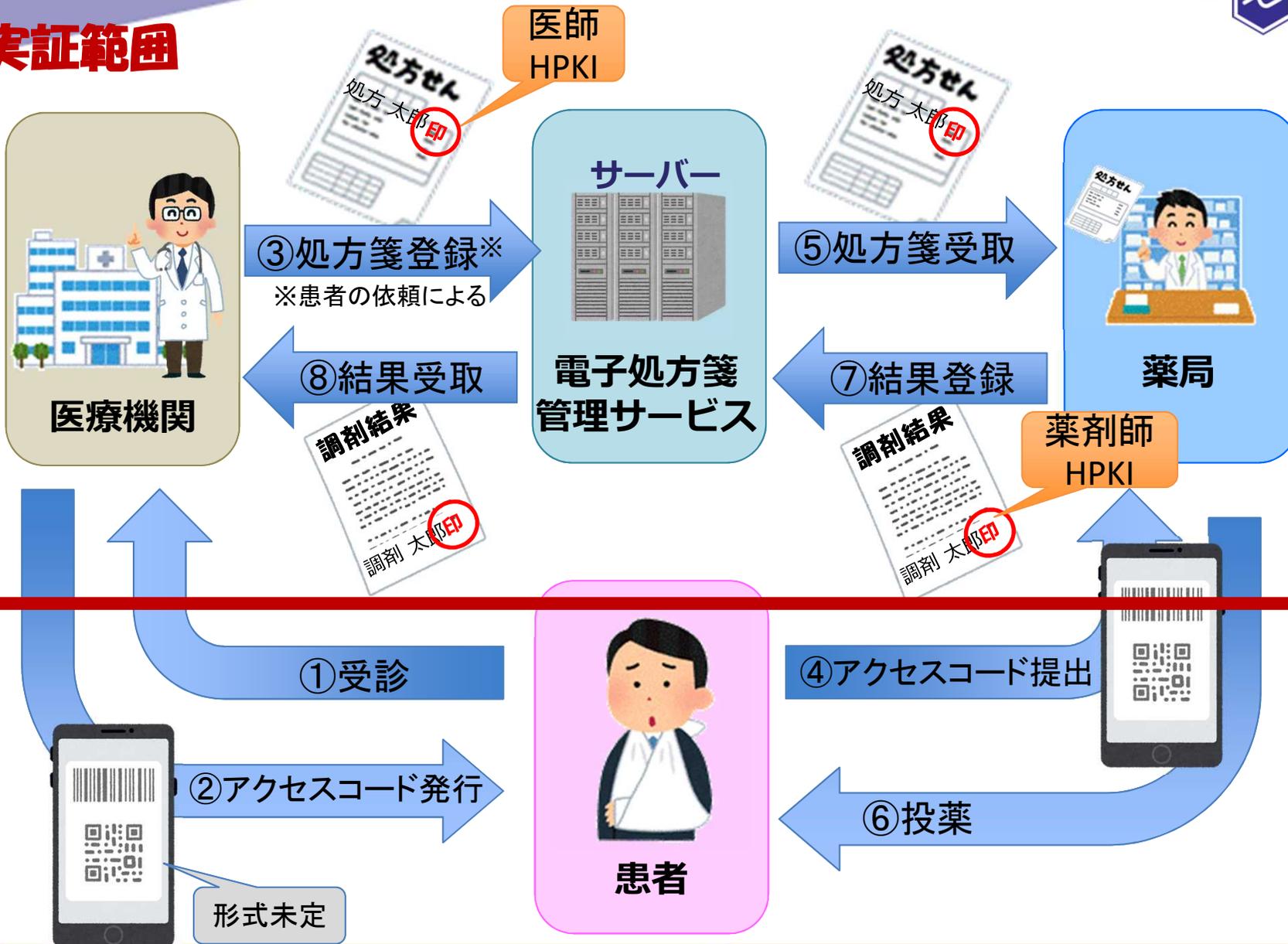
- ・電子処方箋交換サービス（MEDPost：日本医師会ORCA管理機構）
 - ・電子署名クラウドサービス（MELSIGN：三菱電機インフォメーションシステムズ）
- を用いた電子処方箋のデモ検証を予定しています。

GL改訂案に示された、①患者のフリーアクセスの確保、②処方した内容を患者に開示する仕組み、③アクセスコード等の詳細がまだ見えてこないなので、今回は、HPKI署名と文書交換のみの実証としています。

検討中の改訂案の図 (デフォルメ&一部省略してます)



実証範囲

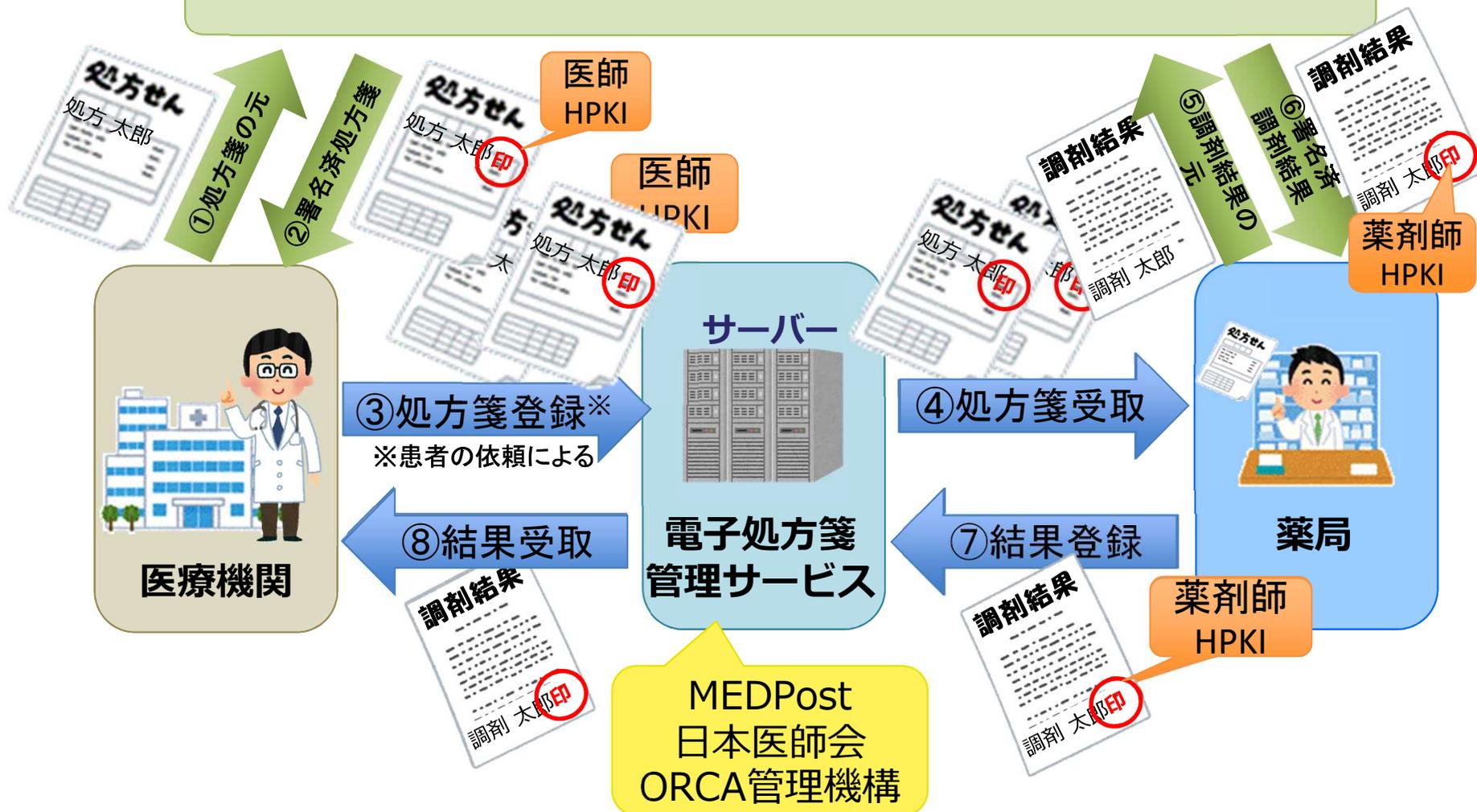


実証実験検証範囲 (デフォルメ&一部省略してます)



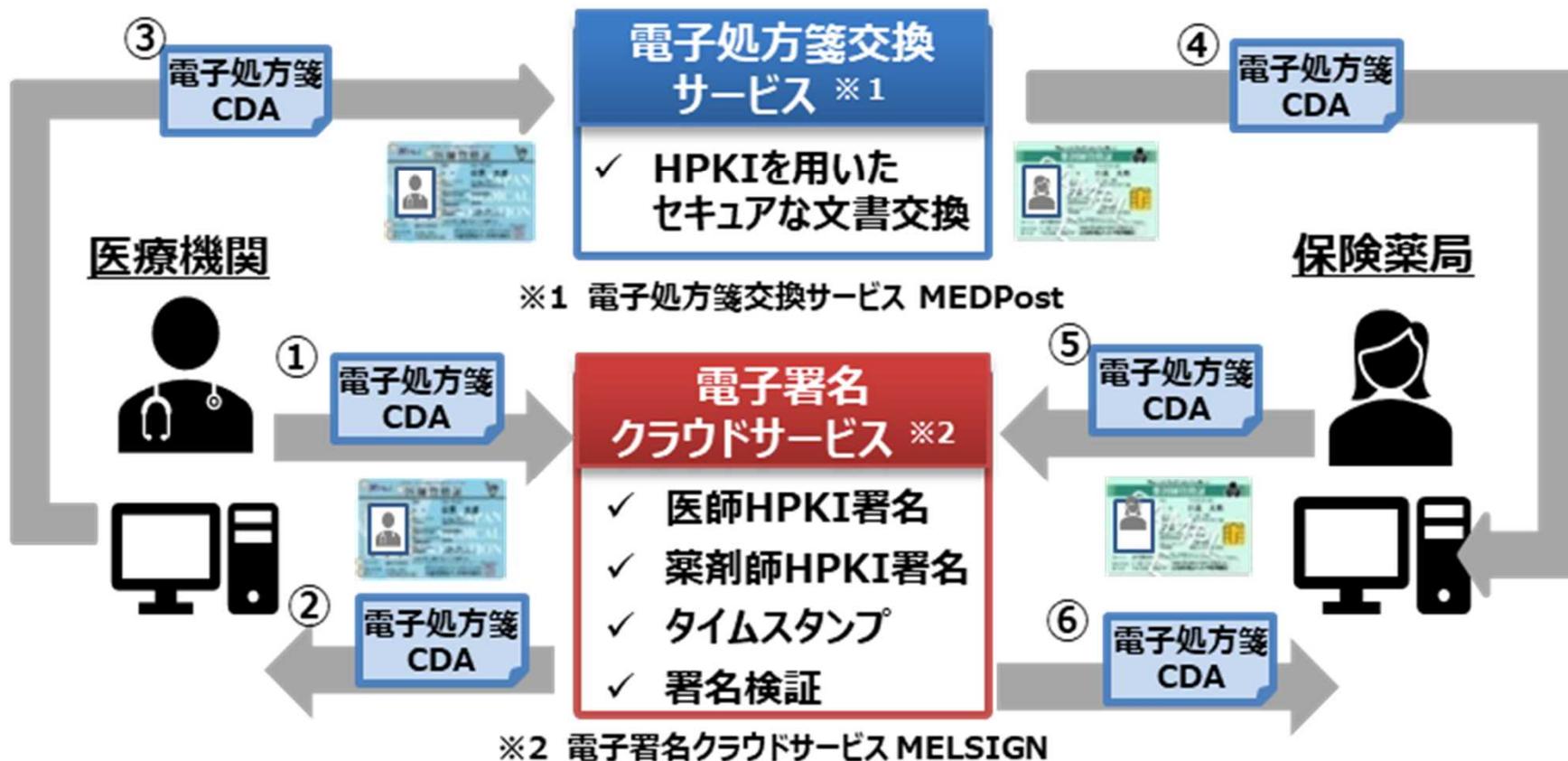
MELSIGN
三菱電機インフォメーションシステムズ

電子署名クラウドサービス



模式図

電子処方箋CDAに対する電子署名のデモ検証概要



発行増につながる可能性のあるイベントー2



診療報酬上での評価

電子紹介状を送る医療機関

- 検査・画像情報提供加算
 - ・ 退院する患者の場合200点
 - ・ 外来患者30点



要件を満たせば、IT加算
やIT評価料を算定できる。

IT加算は算定できる。
評価料の項目は無い。

IT加算の項目は無い。

電子紹介状を受け取る医療機関

- 電子的診療情報評価料
 - ・ 一律30点



電子紹介状を受け取る薬局 服薬情報提供書を送る薬局



医療機関は検査・画像情報提供加算を算定可能となったこともあり、やり取りに必要な「医師資格証」の発行が増加。さらに、電子紹介状を念頭に置いた「文書交換サービス」を(間接的に)日医がサービスイン。



1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
- 2. 日本薬剤会認証局の現状**
- 3. 申請から発行までの流れ**



薬剤師資格証発行までの全般的な流れ

日薬

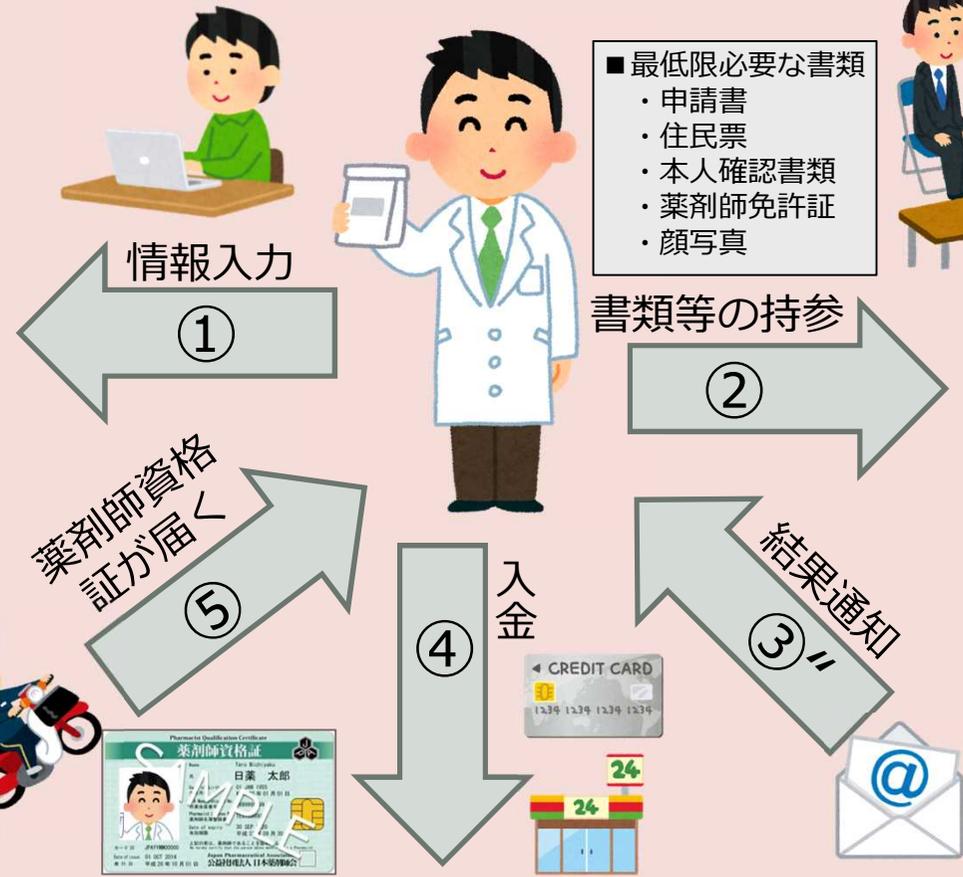
申請者

都道府県
(地域)薬



薬剤師資格証
申請書作成支援
サービス
(インターネット上の
専用ホームページ)

- 最低限必要な書類
- ・申請書
 - ・住民票
 - ・本人確認書類
 - ・薬剤師免許証
 - ・顔写真



都道府県(地域)
薬剤師会

③

チェック後、
日薬に送付



日本薬剤師会

④'薬剤師資格証印刷、送付

③'再チェック



申請方法について（その特色）

- 薬剤師資格証の発行申請書の作成は、専用のホームページで行う。
- またその際の入力データを、認証局側でも流用できる仕組み。
- 申請書の手書き部分は、「暗証番号」と「署名」の二箇所のみ。
- 以上の仕組みを構築した利点
 - 認証局でデータをデジタル化する必要がない。
 - 文字の誤入力、誤判別の可能性が少ない。
 - 異体字等が氏名に含まれている場合でも、本人の意思で代替する文字を選択し、申請することになる。
- 現時点では、ほぼ上手く稼働しています。

発行申請書作成画面の例

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請区分「A：新規申請」の申請情報入力ページです。
以下入力欄に必要な情報を入力してください。
グレーで入力できない欄につきましては入力不要の項目となります。

【申請者登録情報】

氏名	漢字	必須 全角文字	姓	<input type="text"/>	名	全角文字
	フリガナ	必須 全角カナ	姓	全角カナ	名	全角カナ
	ローマ字	必須 半角英字	姓	半角英字	名	半角英字
カナ⇒ローマ字表記変換 ←フリガナ入力後クリック						
生年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1	月 1 日
性別	必須	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性				
住民票記載住所	郵便番号	必須 半角数字	XXX-XXXX		住所変換 ←郵便番号入力後クリック	
	都道府県	必須	北海道			
	市区町村	必須 全角文字	全角文字			
	番地・その他	必須 全角文字	全角文字			
薬剤師名簿登録番号	必須 半角英数字	第	<input type="text"/>	号		
薬剤師名簿登録年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1	月 1 日
日本薬剤師会会員区分	必須	<input type="radio"/> 会員 <input type="radio"/> 非会員 <input type="radio"/> 入会手続き中				

必要事項の入力

【薬剤師資格証の記載氏名及び送付先】

薬剤師資格証記載氏名	必須	<input checked="" type="radio"/> 現姓(本名) <input type="radio"/> 旧姓・旧名 <input type="radio"/> 通名
	必須	<input type="radio"/> 住民票記載住所 <input type="radio"/> 薬剤師資格証送付先住所

申請者情報の登録画面になりますので、揃えた申請書類を確認しながら、必要な事項を入力していきます。



作成された発行申請書の例

★注意書き★

注意書き

申請書作成日 2017/08/22

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請に必要な書類等のチェックリスト

薬剤師資格証 申請書作成支援サービスにて入力して頂いた情報を元に、必要な書類等を以下に表示させていただきます。
申請時の書類に漏れがないよう、
「③必要書類」のチェック欄でチェックを実施して下さい。
また、申請の際には、このチェックリストも必要になりますので、ご留意下さい。

【申請者氏名】
①現姓名 本田 顕子様
②旧姓名または通名

【確認内容】
①申請区分 A:新規
②WFR申請ID JPA_201708220001

③必要書類
以下チェック項目にチェックをつけて頂き、ご用意頂いた書類の再確認をお願い致します。

申請者使用欄	事務欄1	事務欄2
<input type="checkbox"/> 発行申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 申請書に自署を記載しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 掲載番号を記載しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 顔写真を貼付しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(発行日から3ヶ月以内かつ、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 運転免許証(有効期限内のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証(複写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 複写した薬剤師免許証に実印を押し印しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 印章登録証明書(発行日から6ヶ月以内をご用意頂きましたか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> このチェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【お問い合わせ】
日本薬剤師会認証局 登録事務局
hpk@nichiyaku.or.jp

チェックシート

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 発行申請書(新規)

①申請情報 以下の枠内に申請者氏名を自署してください

申請日	2017/08/22	申請者氏名(自署)	
申請区分	A:新規	申請者氏名(本名・現姓)	
カードID	JPA		

※継続・再発行の場合はカードIDが記入されます。

②申請者登録情報

氏名	フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
	漢字	姓	本田	名	顕子
	ローマ字	Sur Name	Honda	Given Name	Akiko
生年月日	昭和46年09月20日		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	
住所	〒1608389 東京都 新宿区				
住民票記載住所	四谷三丁目三番一号				
薬剤師名簿登録番号	第 000001 号	薬剤師名簿登録年月日	平成10年1月1日		
日本薬剤師会会員区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 入会手続き中 <input type="checkbox"/> 非会員				

③カード発行情報

申請者氏名

氏名	フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
	漢字	姓		名	
	ローマ字	Sur Name		Given Name	

住所

〒1608389 東京都 新宿区
四谷三丁目三番一号

電話番号 0333511170 FAX番号
メールアドレス webmaster1@nichiyaku.or.jp

④連絡先住所

〒1608389 東京都 新宿区
四谷三丁目三番一号

電話番号 0333511170 FAX番号
メールアドレス webmaster1@nichiyaku.or.jp

私は以下の内容を確認し、日本薬剤師会認証局に薬剤師資格証を申し込みます。
『日本薬剤師会認証局運用規程(CPS)』及び『日本薬剤師会認証局利用規約』に同意します。
※写真、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号が薬剤師資格証の券面に記載されることに同意します。
●居住者住所

WFR申請ID JPA_201708220001 受付番号
種類日 種類日
開票日 開票日

写真
正顔、顔写真、6ヶ月以内撮影のもの。
証明書類写真として品質に不足する場合は受付で変更が必要となりますのでご注意ください。

パスポートサイズ
35mm × 45mm

発行申請書

以上3点がダウンロードしたPDFに含まれます。

発行申請書への追記等

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 発行申請書(新規)

① 申請情報

申請日	2017/08/22		申請者氏名	本田 顕子
申請区分	A:新規		(自署)	
カードID	JPA		(本名・現姓)	

※継続・再発行の場合はカードIDが記入されます。

② 申請者登録情報

氏名	フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
	漢字	姓	本田	名	顕子
ローマ字	Sur Name	Honda		Given Name	Akiko
	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女				
生年月日	昭和46年9月29日				
住所	〒1608389 東京都 新宿区				
住民票記載住所	四谷三丁目三番一号				
薬剤師名簿登録番号	第	000001	号	薬剤師名簿登録年月日	平成10年1月1日
日本薬剤師会会員区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 入会手続き中 <input type="checkbox"/> 非会員				

③ カード発行情報

暗証番号	1193			
薬剤師名簿記載氏名選択	<input checked="" type="checkbox"/> 現姓(本名) <input type="checkbox"/> 旧姓・旧名 <input type="checkbox"/> 通名			
氏名(旧姓・旧名) or 氏名(通名)	フリガナ	セイ	メイ	
	漢字	姓	名	
ローマ字	Sur Name	Given Name		
	住所 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者住民票住所と同じ <input type="checkbox"/> その他住所			
カード送付先住所	〒1608389 東京都 新宿区			
	四谷三丁目三番一号			
	(組織名)	(部署名)		

④ 連絡先住所

連絡先住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住民票住所と同じ <input type="checkbox"/> カード送付先住所と同じ <input type="checkbox"/> その他住所			
	〒1608389 東京都 新宿区			
	四谷三丁目三番一号			
	(組織名)	(部署名)		
電話番号	0333511170	FAX番号		
メールアドレス	webmaster1@nichiyaku.or.jp			

私は以下の内容を確認し、日本薬剤師会認証局に薬剤師資格証を申し込みます。
 ・『日本薬剤師会認証局運用規程(CPS)』及び『日本薬剤師会認証局利用規約』に同意します。
 ・顔写真、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号が薬剤師資格証の券面に記載されることに同意します。

◆認証局使用欄

WEB申請ID	JPA_201708220001	受付番号	
---------	------------------	------	--

◆LRA確認欄

確認日		確認日	
照査日		照査日	

写真

ダウンロードしたPDFを印刷し、発行申請書に必要な追記等を行います。

自署で署名。

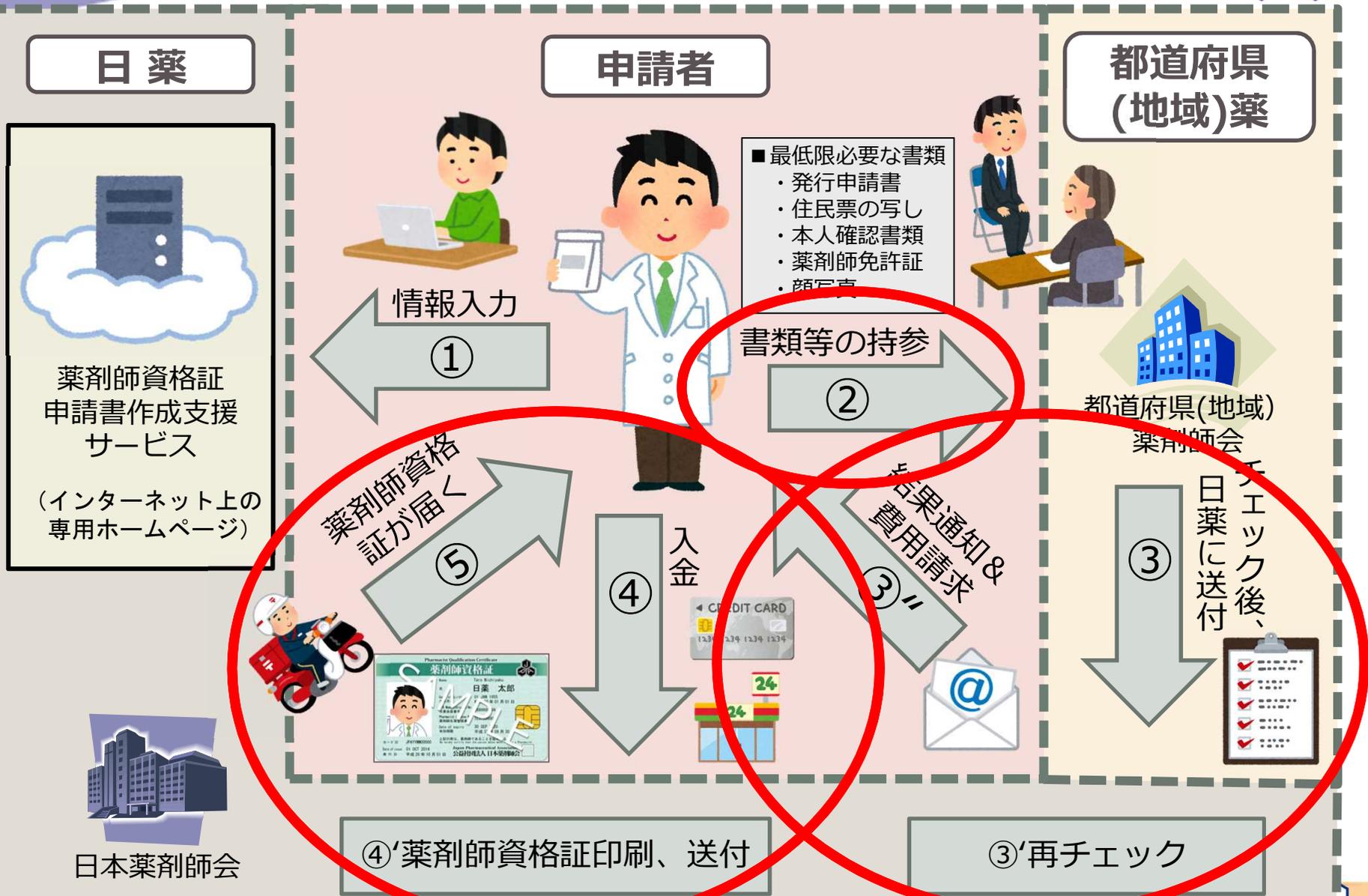
暗証番号(数字4桁)記入。

顔写真(6ヶ月以内のもの)を貼付。

以上で発行申請書の作成は終了です。



薬剤師資格証発行までの全般的な流れ





■ 薬剤師資格証の価格（定価：非会員）

カード発行費： 8,000円（通常更新の場合、5年毎に必要）

年間運用費： 12,000円

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	カード発行費	年間運用費	合計
初年度	8,000	12,000	20,000
2～5年度	-	12,000	12,000
更新時	8,000	12,000	20,000

通常の更新でも、5年毎にカード発行費がかかる。

● 運用の詳細

発行種別	カード発行費	有効期限	
新規発行	取る（カード発行費として）	新たに5年	
期限内の更新	取る（カード発行費として）	新たに5年	
再発行	失効後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（カード発行費として）	新たに5年
	紛失後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	破損後	取る（カード発行費として）	新たに5年



■ 薬剤師資格証の会員価格

初年度費用：12,000円（カード発行と年間運用を含めた価格）

年間運用費：6,000円（通常更新なら以後ずっと同じ額）

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	初年度費用	年間運用費	合計
初年度	12,000	-	12,000
2～5年度	-	6,000	6,000
更新時	-	6,000	6,000

通常更新であれば更新時でも、いわゆるカード発行費は不要。

● 運用の詳細

発行種別	カード発行費相当額	有効期限	
新規発行	取る（初年度費用として）	新たに5年	
期限内の更新	取らない	新たに5年	
再発行	失効後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（初年度費用として）	新たに5年
	紛失後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	破損後	取らない	4年以上5年以内で年間運用費のキリのよい時※

※H29/4/1発行（有効期限H34/3/31）の薬剤師資格証が、H30/5/20に破損した場合、H30/5/21を発行日とし、H35/3/31（4年10ヶ月と10日後）を有効期限とする。こうすれば、年間運用費のキリと薬剤師資格証の有効期限がズレない。



ご静聴ありがとうございました。

検討事項も山積みの状態ですが、今後の地域医療情報連携基盤等の進展や電子処方箋の発行に鑑み、着実に対応する予定です。